

設楽町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

## 令和8年設楽町規則第6号

### 設楽町契約規則の一部を改正する規則

設楽町契約規則(平成17年設楽町規則第44号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 契約の履行(第32条—第55条)」を「第4章 契約の履行(第32条—第54条)」に、「第56条」を「第55条」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) 契約履行の確保に努めること。

第4条第2項を削る。

第7条中「5日前」を「10日前」に改め、同条ただし書中「2日」を「5日」に改める。

第24条の2の次に次の1条を加える。

(随意契約の内容の公表)

第24条の3 令第167条の2第1項の規定に該当する随意契約のうち、前条に規定する額を超える場合には、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表するものとする。

第25条ただし書中「ただし、」の次に「町長が」を加える。

第31条第3号中「3回」を「2回」に、「すべて」を「全て」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 契約の解除は、書面により通知しなければならない。

第37条の2及び第39条を削る。

第40条第1項中「第37条、及び第37条の2」を「前条」に改め、同項ただし書中「第37条」を「前条」に改め、同条を第39条とする。

第41条を第40条とし、第41条の2を第40条の2とし、第41条の3を第40条の3とし、第42条を第41条とし、第43条から第49条までを1条ずつ繰り上げ、第49条の2を第48条の2とし、第50条を第49条とし、第51条を第50条とし、第52条を第51条とする。

第53条第2項中「保証証書」の次に「(当該保証証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加え、同条を第52条とする。

第54条を第53条とし、第55条を第54条とする。

第5章中第56条を第55条とする。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町契約規則（平成17年設楽町規則第44号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 契約の方法</p> <p>    第1節 一般競争入札（第5条—第19条）</p> <p>    第2節 指名競争入札（第20条—第23条）</p> <p>    第3節 随意契約（第24条—第25条）</p> <p>第3章 契約の締結（第26条—第31条の2）</p> <p>第4章 契約の履行（第32条—<u>第54条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第55条</u>）</p> <p>附則</p> <p>    （契約担当者の遵守事項）</p> <p>第4条 契約担当者は、次に掲げる事項を遵守して不利益な契約を締結しないようにしなければならない。</p> <p>    (1)～(4) （略）</p> <p>    <u>(5) 契約履行の確保に努めること。</u></p> <p>    （入札の公告）</p> <p>第7条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも<u>10日</u>前までに入札の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を<u>5日</u>までに短縮することができる。</p> <p>    <u>（随意契約の内容の公表）</u></p> <p><u>第24条の3 令第167条の2第1項の規定に該当する随意契約のうち、前条に規定する額を超える場合には、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表するものとする。</u></p> <p>    （予定価格の決定）</p> <p>第25条 契約担当者は、随意契約によろうとすると</p>	<p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 契約の方法</p> <p>    第1節 一般競争入札（第5条—第19条）</p> <p>    第2節 指名競争入札（第20条—第23条）</p> <p>    第3節 随意契約（第24条—第25条）</p> <p>第3章 契約の締結（第26条—第31条の2）</p> <p>第4章 契約の履行（第32条—<u>第55条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第56条</u>）</p> <p>附則</p> <p>    （契約担当者の遵守事項）</p> <p>第4条 契約担当者は、次に掲げる事項を遵守して不利益な契約を締結しないようにしなければならない。</p> <p>    (1)～(4) （略）</p> <p>    <u>2 契約担当者は、契約履行の確保を図るようにしなければならない。</u></p> <p>    （入札の公告）</p> <p>第7条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも<u>5日</u>前までに入札の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を<u>2日</u>までに短縮することができる。</p> <p>    （予定価格の決定）</p> <p>第25条 契約担当者は、随意契約によろうとすると</p>

きは、あらかじめ第14条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(契約保証金の納付の免除)

第31条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により町長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(8) (略)

(契約担当者の解除権)

第37条 (略)

2・3 (略)

4 契約の解除は、書面により通知しなければならない。

きは、あらかじめ第14条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、      特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(契約保証金の納付の免除)

第31条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により町長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(8) (略)

(契約担当者の解除権)

第37条 (略)

2・3 (略)

(暴力団等排除に係る解除)

第37条の2 契約担当者は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又

は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 契約者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 契約担当者は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた損害を契約者に請求することができる。

(契約解除の方法)

第39条 契約の解除は、書面により通知しなければならない。

(契約解除による精算)

(契約解除による精算)

第39条 契約担当者は、前払金又は部分払金を受け

第40条 契約担当者は、前払金又は部分払金を受け

た契約者が前条の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から契約解除の日までの期間の日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付して、契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。ただし、前払金又は部分払金を受けた契約者が前条第2項の規定により契約を解除されたときは、利息を付さずにその受けた前払金又は部分払金を返還させることができる。

2・3 (略)

(危険負担)

第40条 (略)

(部分使用)

第40条の2 (略)

(かし担保)

第40条の3 (略)

(売払代金の完納時期)

第41条 (略)

(貸付料の納付時期)

第42条 (略)

(完了通知)

第43条 (略)

(監督及び検査)

第44条 (略)

(監督員の一般的職務)

第45条 (略)

(検査員の一般的職務)

第46条 (略)

(検査調書)

第47条 (略)

(検査結果の通知)

第48条 (略)

(目的物の引渡し)

第48条の2 (略)

た契約者が第37条、及び第37条の2の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から契約解除の日までの期間の日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付して、契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。ただし、前払金又は部分払金を受けた契約者が第37条第2項の規定により契約を解除されたときは、利息を付さずにその受けた前払金又は部分払金を返還させることができる。

2・3 (略)

(危険負担)

第41条 (略)

(部分使用)

第41条の2 (略)

(かし担保)

第41条の3 (略)

(売払代金の完納時期)

第42条 (略)

(貸付料の納付時期)

第43条 (略)

(完了通知)

第44条 (略)

(監督及び検査)

第45条 (略)

(監督員の一般的職務)

第46条 (略)

(検査員の一般的職務)

第47条 (略)

(検査調書)

第48条 (略)

(検査結果の通知)

第49条 (略)

(目的物の引渡し)

第49条の2 (略)

(検査に要する経費の負担)

第49条 (略)

(監督の職務と検査の兼職禁止)

第50条 (略)

(監督及び検査の委託)

第51条 (略)

(前払金)

第52条 (略)

2 契約者は、保証事業会社と、前払金の保証に関する契約を締結したとき、又は契約の内容を変更したときは、その保証証書(当該保証証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を町長に寄託しなければならない。

3 (略)

(部分払の限度額)

第53条 (略)

(建物についての火災保険)

第54条 (略)

(その他)

第55条 (略)

(検査に要する経費の負担)

第50条 (略)

(監督の職務と検査の兼職禁止)

第51条 (略)

(監督及び検査の委託)

第52条 (略)

(前払金)

第53条 (略)

2 契約者は、保証事業会社と、前払金の保証に関する契約を締結したとき、又は契約の内容を変更したときは、その保証証書\_\_\_\_\_を町長に寄託しなければならない。

3 (略)

(部分払の限度額)

第54条 (略)

(建物についての火災保険)

第55条 (略)

(その他)

第56条 (略)